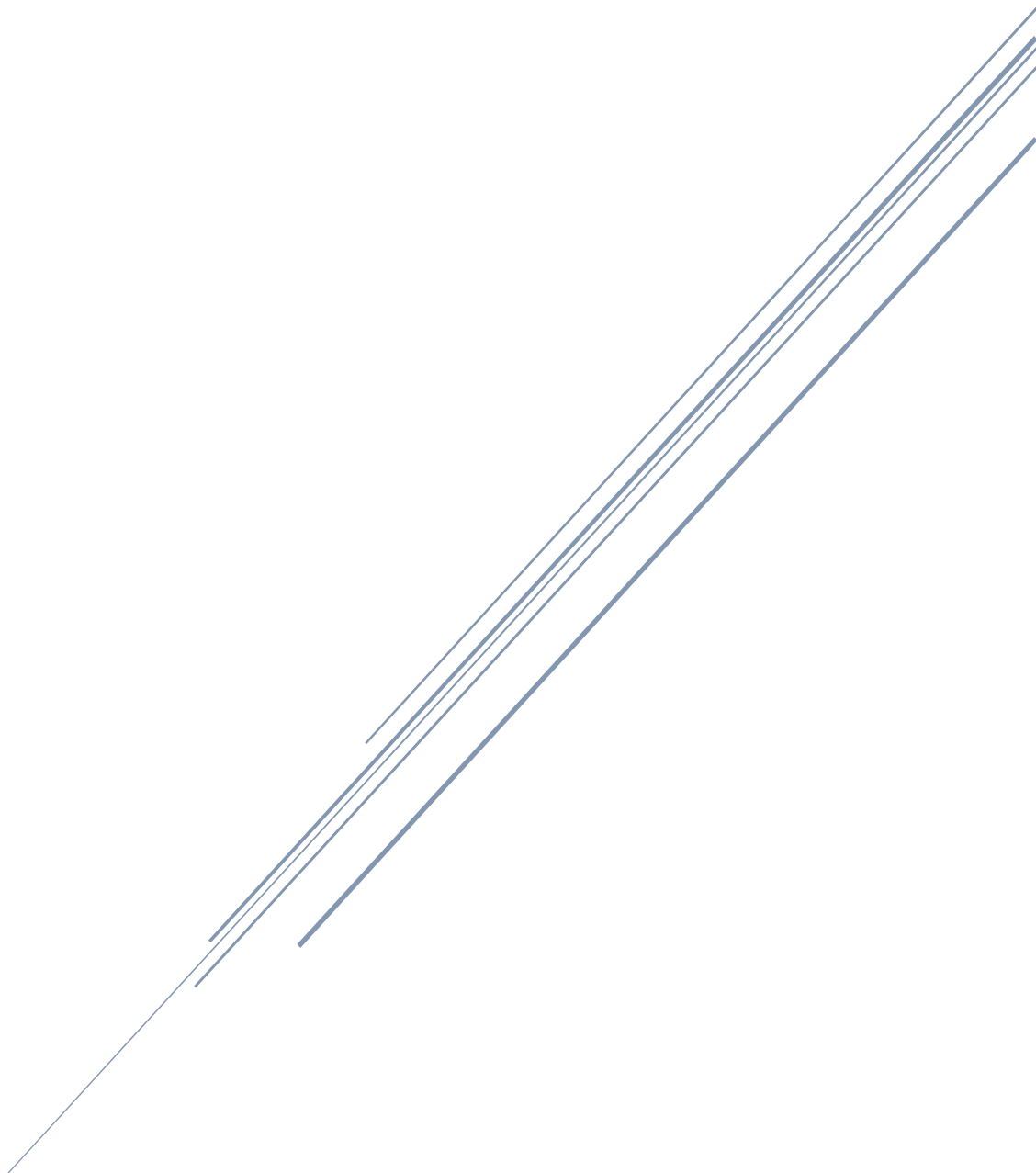


# 特定共同住宅審査基準

令和6年4月1日制定



大津市消防局

# 目次

## 第1 用語の定義・適用範囲

- 1 法令の略称・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

## 第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

- 1 特定共同住宅等の消防の用に供する設備・・・・・・・・ P 1 1
- 2 住戸利用施設の消防の用に供する設備・・・・・・・・ P 2 4
- 3 階数の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 6
- 4 令8区画された特定共同住宅等の取り扱い・・・・・・・・ P 3 6
- 5 独立した用途に供される部分の取り扱い・・・・・・・・ P 3 7
- 6 地階が存する特定共同住宅等の取り扱い・・・・・・・・ P 3 7
- 7 住戸利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 8

## 第3 位置、構造及び設備の要件

- 1 共用部分の壁及び天井の仕上げ・・・・・・・・ P 4 1
- 2 共住区画・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 1
- 3 共住区画に設ける開口部・・・・・・・・ P 4 3

## 第4 区画貫通及び耐火性能

- 1 配管等の用途・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 5
- 2 配管等の種類・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 5
- 3 配管及び貫通部の耐火性能・・・・・・・・ P 5 5
- 4 耐火性能を有する範囲・・・・・・・・ P 5 5
- 5 配管等の設置・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 8

## 第5 構造類型

- 1 二方向避難型特定共同住宅等・・・・・・・・ P 6 1
- 2 開放型特定共同住宅等・・・・・・・・ P 6 8
- 3 二方向避難・開放型特定共同住宅等・・・・・・・・ P 1 2 0
- 4 その他の特定共同住宅等・・・・・・・・ P 1 2 0

## 第6 特定光庭の取り扱い

- 1 光庭・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 2 2
- 2 特定光庭の基準等・・・・・・・・ P 1 2 7
- 3 特定光庭が存する場合の基準等・・・・・・・・ P 1 5 4

## 第7 参考資料

- 1 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令  
(平成17年 総務省令第40号) . . . . . P 1 5 9
- 2 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件  
(平成17年 消防庁告示第2号) . . . . . P 1 7 5
- 3 特定共同住宅等の構造類型を定める件  
(平成17年 消防庁告示第3号) . . . . . P 1 8 0
- 4 特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件  
(平成17年 消防庁告示第4号) . . . . . P 1 8 3
- 5 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準  
(平成18年 消防庁告示第17号) . . . . . P 1 8 5
- 6 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準  
(平成18年 消防庁告示第18号) . . . . . P 1 9 0
- 7 住宅用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準  
(平成18年 消防庁告示第19号) . . . . . P 1 9 8
- 8 戸外表示器の基準  
(平成18年 消防庁告示第20号) . . . . . P 2 0 4
- 9 消防用設備等に係る執務資料の送付について  
(平成18年 消防予第500号) . . . . . P 2 0 7
- 10 消防用設備等に係る執務資料の送付について  
(平成19年 消防予第317号) . . . . . P 2 2 8
- 11 消防用設備等に係る執務資料の送付について  
(平成28年 消防予第163号) . . . . . P 2 3 2